

原子力委員会
原子力防護専門部会（第22回）
議事録

1. 日 時 平成23年7月25日（月）10時00分～12時00分

2. 場 所 中央合同庁舎4号館12階 共用1214特別会議室

3. 議 題

（1）核セキュリティの確保に対する基本的考え方（審議）

（2）その他

4. 配布資料

資料第1号 核セキュリティの確保に対する基本的考え方（案）

資料第2号 国の核セキュリティ体制の基本：目的及び不可欠な要素
（IAEA基本文書：仮訳）

資料第3号 IAEA核セキュリティ基本文書、我が国の核セキュリティに対する基本的考え方の要素及び核セキュリティに対する我が国の基本的考え方の対比表

資料第4号 核セキュリティ事案発災後の手続きの流れについて

5. 出席者

委員： 内藤部会長、青山委員、飯田委員、板橋委員、岩橋委員、衣笠委員、
交告委員、小佐古委員、東嶋委員、中込委員

原子力委員：近藤委員長、鈴木委員長代理、大庭委員

事務局：中村参事官、吉野企画官、加藤補佐、稲場調査員

(内藤部会長) 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、一部まだお見えでない先生もいらっしゃいますが、始めさせていただきます。第22回の原子力防護専門部会を開催いたします。

本日は、山本委員におかれましては、ご都合によりご欠席であります。

本日の部会につきましては、前回同様、公開で実施することとしております。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日の最初の議題でございますが、前回の部会で我が国の核セキュリティに対する基本的考え方に盛り込むべき要素についてご議論いただきました。その議論を踏まえまして、本日は核セキュリティの確保に対する基本的考え方(案)を取りまとめましたので、事務局から後ほどご説明いただいた後、ご審議いただきます。

では、まず初めに配布資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局：加藤補佐) それでは、皆様のお手元に配布させていただきました資料につきまして確認させていただきます。クリップ止めのものがございます。

まず、資料第1号といたしまして、核セキュリティの確保に対する基本的考え方(案)、資料の第2号といたしまして、国の核セキュリティ体制の基本：目的及び不可欠な要素、IAEAの文書の和文のものでございます。続きまして、資料の第3号といたしまして、IAEA核セキュリティ基本文書、我が国の核セキュリティに対する基本的考え方の要素及び核セキュリティに対する我が国の基本的考え方の対比表、A3の資料でございます。それと、資料の第4号といたしまして、核セキュリティ事案発災後の手続きの流れについてでございます。

そのほかに配布資料といたしまして、グレーの紙ファイルにIAEAの基本文書の英語版、それとIAEAの勧告文書である225のRev.5、あとはRI関係、それと検知と対応に係る文書のそれぞれの英語版と日本語版についてでございます。それとあわせて、第20回の原子力防護専門部会の議事録につきまして机上に配布させていただいております。それと、前回の第21回の原子力防護専門部会の議事録の案につきましては、現在、委員の先生方にご確認いただいているところでございまして、事務局へメールにてコメントをまたいただけるかと考えております。

以上でございます。

(内藤部会長) 落丁とかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

まず、核セキュリティの確保に対する基本的考え方(案)及び核セキュリティ事案発災後の手続きの流れにつきまして、事務局よりご説明いただきます。

なお、質疑応答につきましては、ご説明いただいた後、行いたいと思っております。

それでは、ご説明お願いいたします。

(事務局：吉野企画官) それでは、ご説明させていただきます。

資料の1が中心でございますが、前回もご議論になりまして、やや事務局のほうとしてクリアにご説明できなかつた部分がございます。それは、平時と有事の境目、その後の対応についてということでございますので、まず恐縮でございますが、資料の第4をおとりいただければと存じます。

資料の第4、核セキュリティ事案発災後の手続きの流れについてでございますが、この表紙を繰っていただきますと、A4横の整理の表になってございます。こちら縦のほう、左半分がいわゆる安全対策、セーフティと呼ばれているところでございまして、右半分が本原子力防護専門部会でご議論いただいております防護対策、セキュリティに関するところでございます。

また、横軸といたしまして、下半分が、いわゆる通常時、平常時の話、そして上半分が緊急時の有事というような形で整理しているところでございます。

この通常時のところは、安全に関しましても、セキュリティに関しましても、真ん中に小さな四角囲みでございます原子炉等規制法という範囲内で規制が行われ、所要の措置が講じられているというところでございます。

翻りまして、緊急時ないしは有事ということでございます。有事というのは、右上の象限の④のところだけを指してございますけれども、このセキュリティに関しまして、通常時から緊急時ないしは有事への移行と申しますのは、この国民保護法の中に規定がございまして、下に注釈でございますが、国民保護法「武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがある」というふうに判断される場合でございます。このような場合に、原子力発電所ないしはその所在する警察などより通報がございまして、最終的に情報が官邸

に集約されまして、所要のプロセスをもって最終的に判断がなされて、有事ということに相なっていくわけでございます。

したがいまして、この境目といたしましては、この通報、「放出され、又は放出されるおそれがある」場合の通報がなされたようなところを境目といたしまして、平時から有事に切りかわるということございまして、本原子力防護部会におきましては、この通報に至るまでのプロセスを主としてご審議いただきます。実際に有事というふうになつた以降に関しましては、いわゆる警察力でございますとか自衛力といったようなもの世界でご対応いただく世界に移っていくというふうに理解しているところでございます。

あと、左側の事故時の対応に関しましても、この安全規制が原子炉等規制法、緊急時、事故時が原子力災害特別措置法のほうで規定されておりまして、そちらのほうの境目は、左下でございますとおり、原子力発電所などの敷地境界におけますいわゆる空間放射線量、5マイクロシーベルト・パー・アワーないしは500マイクロシーベルト・パー・アワーといったような基準が設けられているところでございます。

あと、資料4の次のページ以降、もう少しその辺を詳しく個々の条文にのっつてご説明させていただいた資料でございますので、後ほどごらんいただければというふうに考えております。

あと、最後のページには、この通報に伴いまして、どのように所要の関係部署に通報が流れていくかという流れ図を添付させていただいているところでございます。

以上を踏まえていただきまして、本日の主たるご議論でございます資料の第1のご説明に入らせていただきたいと思います。

また、本日は資料の1を中心にご説明させていただきます。資料の2と資料の3、先ほど資料の確認がございましたが、議論の過程で必要となった場合に参照するといったような位置づけとさせていただきたいと考えております。

では、資料の第1にのっつてご説明させていただきます。

前回ご議論いただきました核セキュリティ確保に対する基本的考え方の我が国の考え方に対して盛り込むべき要素を前回ご審議いただいたところでございます。その要素をもとにいたしまして、文章に事務局として案を書き下させていただきます。

たという位置づけでございます。

まず、全体の構造でございますが、「従来より」という始まりの前文がございまして、以降2ページ目に「はじめに」の第1章、3ページ目に「核セキュリティ対策に係る行政機関及び事業者とその責務」という第2章、5ページに「核セキュリティ体制の維持」といいます第3章、6ページから「核物質等、関連施設及び関連活動の防護」、ここが一番の中心の章でございますが、防護対策の説明をしております第4章、そして10ページまで飛びまして、いわゆる規制上必要な管理の外にある放射性物質などへの対応ということで第5章、最後に6章、12ページ目「おわりに」というふうな6章の構造とさせていただいているところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、一部読み上げながらご説明を加えさせていただきます。

まず、「従来より」の段落でございますが、核物質の不法移転及び原子力施設または物質の輸送への妨害破壊行為に対する防護、すなわち従来呼ばれておりました核物質防護は国際的な関心事項であり、さまざまな国際的な議論及び取り組みが行われてきました。「我が国は」といたしまして、これまでも原子力の平和利用に徹してきており、核物質の不法な利用を防ぐ核物質防護の重要性を踏まえて、核物質の防護の取り組みに努め、核物質防護規制の充実強化を図ってきたということで、簡潔ではございますが、これまでの国際的な動き、我が国の姿勢を示させていただいているところでございます。

以下でございますが、INFCIRC/225を踏まえて検討された昭和55年の原子力委員会核物質防護専門部会報告書をもとに、我が国の核物質防護規制の整備が始まったということでございまして、それ以降、第4次のINFCIRC/225のRev.5まで数次にわたる改訂が行われてきているところでございますが、我が国においては、それらは規制行政機関による核物質防護規制に適宜に反映されてきましたということで、これまでの経緯を詳しく述べさせていただいております。

そして、昨今の動きといたしまして、米国における同時多発テロの発生以降、核物質を用いた核爆発装置だけでなく、放射性物質の発散装置の脅威も懸念されるようになり、従来は核物質の不法移転及び原子力施設または核物質の輸送への

妨害破壊行為に対する防護対策であったところ、放射性物質の不法移転及びその関連施設または放射性物質の輸送への妨害破壊行為に対するセキュリティ対策、さらに規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質への対応も含めたものとするのが、国際的に求められるようになりました。

こうした情勢を踏まえて、I A E Aにおいて、加盟国の核セキュリティ体制の整備または強化を支援するために、これまでいろいろご審議いただいてきておりました一連の核セキュリティシリーズ文書の整備が進められることになりましたということで、解説をさせていただきます。

そして、本報告書の位置づけでございますが、本報告書は、これらの核セキュリティをめぐる状況の大きな変化に対応するため、I A E A核セキュリティシリーズ文書の最上位文書である核セキュリティ基本文書（案）——恐縮でございますが、まだこれ（案）がとれていないので、（案）という書き方にさせていただきます——を参考にして、我が国の核セキュリティの確保に対する基本的考え方を示したものです。今後、規制行政機関、関係行政機関及び国において、本報告書に示した基本的考え方に沿って、我が国の核セキュリティ対策が検討され、着実に実施されることを期待します。

また、核セキュリティ対策は、我が国全体の包括的な安全保障対策の一部となるものです。本報告書が、我が国の安全保障対策に係る国民及び国民各層の認識が深化することに寄与することを期待しますということで、本報告書を位置づけさせていただきます。

第1章「はじめに」でございます。

まず、核セキュリティを維持する必要性及び目的を述べさせていただきます。

そこを読み上げさせていただきますが、エネルギー源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする原子力の研究、開発及び利用においては、核物質及びその他の放射性物質並びにこれらを使用した施設が利用されています。こうした利用に当たっては、核物質、その他の放射性物質、その関連施設及びその輸送を含む関連活動（以下、「核物質等、関連施設及び関連活動」という。）を対象にした盗取、妨害破壊行為等の犯罪行為または故意の違反行為によって、人の生命、身体、財

産、社会及び環境が脅かされることのないようにすべきですということで、核セキュリティの目的及び必要性を述べさせていただきます。

なお、下の脚注に、核物質とその他の放射性物質の定義を述べさせていただきます。

②国の責任ということでございまして、このような目的を受けまして、このため、国は、こうした犯罪行為または故意の違反行為の防止、検知及びそれらによる人の身体、生命、財産、社会及び環境に対する有害な影響を小さくするための対応（以下、「核セキュリティ対策」という。）が確実に行われる規制の仕組みを整備すべきです。

③番といたしまして、対策の対象でございますが、核セキュリティ対策に係る規制の仕組みは、核物質等、関連施設及び関連活動について、その計画から施設の閉鎖及びそれらの物質の最終処分に至るすべての期間を対象とすべきですということで、その時間軸に関しまして漏れがないようにという趣旨でございます。

「なお」以降でございますが、この規制の仕組みは、国外から不法に持ち込まれるなどにより、規制に基づく管理のもとにない状態で存在するこれらの物質も対象とすべきですということでございまして、通常に商業利用などされております核物質、放射性物質以外のものに関しましても対象に含めよということをごをここで述べさせていただきます。

第2章、次、3ページでございます。

ここで、この核セキュリティ対策に係る行政機関及び事業者とそれぞれ責務を述べさせていただきます。

まず①番目といたしまして、規制行政機関の役割でございます。

規制行政機関に関しましては、後ほどご紹介いたしますが、下に脚注でより詳細に述べさせていただきます。

本文でございますが、我が国では、一定の量を超える核物質またはその他の放射性物質の保有並びにこれらを利用する活動または輸送を行うことができる者は、それらの安全確保の活動が適切に行われることを確実なものにするために、国の許可を得た者（以下、「許可事業者」という。）に限っています。そこで、これらの許可を行う規制行政機関が、核セキュリティに係る防護の内容を——その許可事業者がみずから遵守するという意味でございます——みずから遵守する規則

として許可事業者が定めることを求めるとともに、その内容を規制行政機関が審査すべきです。その上で、それぞれの規制行政機関は、許可事業者が核物質及びその他の放射性物質の所在確認を含む適切な管理及び当該規則に定めた防護を確実に実施し、さらに維持しているかどうかを適宜に監査すべきですということを述べさせていただきます。規制行政機関が必要な規制を行えと、また、その中身を常にチェックしろということでございます。

脚注でございますが、規制行政機関とはどのような機関かということでございます。「主に」ということで、いろいろなケースが考えられますので、「主に」という書き出しとなっておりますが、核物質及びその関連施設の防護においては原子力安全・保安院及び文部科学省、その他の放射性物質及びその関連施設の防護においては主として文部科学省、そのほか薬品でございますとか農産品に関する規制がございますので、厚生労働省及び農林水産省、核物質及びその他の放射性物質の輸送に係る部分に関しましては原子力安全・保安院、文部科学省、そして国土交通省、陸上の輸送の場合に関連いたします警察庁と都道府県警などが規制行政機関に該当するというふうにさせていただきます。

②許可事業者の責任のほうにまいります。

この許可事業者の責任でございますが、そこがございますとおり、核物質等、関連施設及び関連活動における核セキュリティに係る防護の実施に関する一義的な責任は、防護の実施に関する一義的な責任は許可事業者にあるということを、ここで明確に定めさせていただきます。これらの事業者は、このことを認識して、適宜に防護体制の実効性を評価し、改善すべきですということでございます。

続きまして、③といたしまして規制行政機関の独立性でございますが、この規制行政機関は、意思決定において、許可事業者及び原子力の利用の促進等を行う行政機関から、機能面及び財政面において適切な独立性を有しているべきと述べさせていただきます。

④は、いろいろな行政機関がこのように関与してまいりますので、その間の調整を国は全体としてきちんと行うべきということを述べさせていただきます。

次のページにいただきまして、⑤関係行政機関と許可事業者の連携でござ

ざいます。

この規制行政機関と許可事業者だけではなく、特に実際の核物質防護対策におきましては、治安当局が最も典型的な例でございますけれども、許可事業者との間の連携が必要となる、関係行政機関と許可事業者の間の連携が必要となります。そのことを入れさせていただいております、必要な調整と情報交換を行い、防護の実効性の維持に努めるべきですと述べさせていただいております。

関係行政機関として具体的にどこかということでございますが、下の脚注のほうにお飛びいただきまして、こちらのほうもさまざまなケースが考えられますので、「主に」という書き出しでございますが、治安当局としては警察庁、都道府県警、主に陸上の防護との関係でございます。及び海上保安庁、主に海域での防護の関係でございます。括弧書きといたしまして、必要に応じて防衛省が支援という形で述べさせていただいております。さらに、水際対策の当局といたしましては法務省、国土交通省、税関を持っております財務省、原子力利用等の関係当局といたしましては、もうございますが、資源エネルギー庁を筆頭といたしまして、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び外務省、最後に総合調整、これも主に治安の関係の総合調整が念頭に置かれておりますが、内閣官房、こういうのが関係行政機関に該当する。

さらに、また書きでございますが、原子力施設等の立地する地方公共団体を初めとするいわゆる妨害破壊行為等の発生するおそれがある地方公共団体もこの中に該当するというふうに述べさせていただいております。

上に戻りまして、⑥犯罪化でございます。

こちらのほう、このような盗取でございますとか妨害破壊行為に関しまして、それを刑罰にきちんと定めるべきですということ、国は、またその裁判権を設定するために必要な措置をとり、その容疑者の引き渡し、国際的な引き渡しに関しましても所要の規定を整備して、引き渡さない場合には捜査当局に事件を付託する手続をとるべきということを述べさせていただいております。

なお、「さらに」ということでございますが、国は、核セキュリティに悪影響を及ぼすその他の行為を必要に応じて特定し、その行為に対して適切に対処すべきですということございまして、こちらのほう、現在具体的に想定されている行為などがあるわけではございませんが、故意だけではなく、錯誤や過失などの

行為によっても悪影響があるものも想定されますので、将来そのようなものが明らかになった場合には、きちんとその可能性をつぶすべく、所要の犯罪化でございませうとか、それ以外のルール化などの措置をとるべきということをごここで述べさせていただきます。

なお、申しおれましたが、⑥犯罪化というふうに、やや聞きなれない表題をつけさせていただきますが、英語のクリミナリゼーションの訳語として、なかなか適切な日本語が見当たらなかつたものでございませうから、やや造語でございませうが、つくらせていただいたものでございませう。

⑦機微情報の管理ということをごございませうして、当然このような核セキュリティ対策の目標を達成するためには、公開すべきでない情報がございませうので、その機微情報を指定して、その漏えいを防止するための必要な装置を定め、また罰則等を定めるべきだということをご述べさせていただきます。

⑧でございませうが、最後、この核物質ないしはその他の放射性物質がある場合に、何らかの事情において、その許可された者が特定できない、ないしは許可された者が現実的な能力を有さない状態になつてしまつていふような場合に關しまして、国は所要の責任を指定された者に委託または付託する手続を整備すべきですということをご述べさせていただきます。

次のページに移つていただきませうして、この後、⑨と⑩は国際的な視点からでございませう。

国際輸送に係る事項といたしまして、国際輸送におきましては、国は、その荷主などの許可事業者が、きちんと核セキュリティに係る防護が確実に行われるように規制すべきですという趣旨でございませう。また、その荷主などの責任が相手国に明確に移転されるまで継続されるということをご、国は明らかにすべきですということをごございませう。

⑩国際協力及び国際支援ということをごございませう。

こちらのほう、情報交換等を積極的に行ふべき、また支援の要請があつた場合には、それに適時に対応すべき、また、そういった国際協力の中においても、最後のなお書きでございませうが、機微情報はあくまで保護するのが基本ですということをご述べさせていただきます。この1段落目と2段落目の「行ふべき」といふ表現をさせていただきますが、規制という趣旨では

なくて、当然国際的な取り組みの一環といたしまして対応していくことが当然のこととして期待されるという趣旨で、「べきです」という表現を使わせていただいております。

第3章、核セキュリティ体制の維持でございます。

まず、維持のためのシステムということでございまして、こちらのほう、読み上げさせていただきますと、規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者は、セキュリティ対策と安全対策とが相補的または相反的である場合があることから、両者が調和されるように、特にセキュリティ対策が安全を、また安全対策がセキュリティを損なわないように、品質管理システムを含む統合された管理システム——インテグレートド・マネジメントシステムというふうに IAEA 文書ではなっておりますが——を開発し、実施し、各組織の核セキュリティ体制を維持すべきですというふうに記載させていただいております。

こちらのほう、ファンダメンタルズの中よりは、インテグレートド・マネジメントシステムを導入するに当たっての議論の過程及び安全分野における類似の表現との関係を踏まえまして、このように補足的に記述させていただいたというものでございます。

②人材、予算及び技術的能力の確保ということでございまして、国は、規制行政機関及び関係行政機関が必要な人材、予算及び技術的能力を措置し、維持すべきですとさせていただいております。また、許可事業者に関しましても、同様にみずからの必要な人材、予算及び技術的能力を措置し、維持すべきとさせていただいております。

③といたしまして、核セキュリティ文化でございます。

こちらのほう、国は、核物質等、関連施設及び関連活動における核セキュリティ対策の意義及び特質について、まずは国民の皆様のご理解の促進に努めるべきですということを述べさせていただいております。そして、国、規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者は、それぞれの組織及び各組織に属する個人が核セキュリティ対策において各自に期待される役割とその重要性を認識するなど、核セキュリティを重視する風土である核セキュリティ文化を醸成し、その維持向上に努めるべきとさせていただいております。

こちらのほう、ファンダメンタルズの巻末にございます用語の定義、本日の資

料の2の15ページの下から2段目に核セキュリティ文化の定義がございます。そちらのほうでは、核セキュリティを支援、強化及び維持する手段として役立つ個人、組織及び機関の特性、姿勢及び振る舞いの集合体という、なかなか理解が難しい言い方となっておりますので、核セキュリティを重視する風土という形で意識させていただいております。

④リーダーシップでございます。

核セキュリティに責任のある国、規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者における各組織の長及び幹部は、核セキュリティの重要性を理解し、核セキュリティ文化を組織内に徹底すべきとさせていただいております。

⑤内部脅威対策でございます。

内部の情報に精通した人間による情報漏えいまたは不正行為等により、核セキュリティ対策の実効性が悪影響を受ける可能性は否定できません。そのため、規制行政機関、関係行政機関及び許可事業者は、核セキュリティの確保に対して脅威となり得る内部脅威者の脅威が具現化する可能性を最小化する取り組みに努めるべきとさせていただいております。

最後、その他の課題への対処でございます。

国内外の情勢及び組織内外の環境などが核セキュリティの確保及びこれを確保するための能力に影響を及ぼす可能性を検討し、特定された課題の解決に取り組むべきですということございまして、ファンダメンタルズのほうでも、具体的にこれといったようなことを議論の過程で例示されたわけではございませんが、国内外の情勢の変化といったようなものから、大きなものから、組織の内外ないしはその勤務環境の変化といったようなものまでも含むというような形で議論されてきておりまして、とにかく何か所要の新たな課題が浮かび上がったら、それに対してそれぞれ取り組みなさいという意味で、この⑥番が設けられております。

第4章、核物質等、関連施設及び関連活動の防護に関してでございます。

まず、脅威の特定でございます。

こちらのほう、規制行政機関は、核セキュリティに対する国内外にある脅威、核物質等、関連施設及び関連活動を対象とした盗取、妨害破壊行為等の犯罪行為または故意の違反行為及びこれらの行為を企てようとする外部脅威者及び必要に応じ内部脅威者の特性などを、関係行政機関の助言を得て特定し、評価すべきで

すとさせていただきます。また、この内容に関しましては、特定した脅威の内容に関しましては、技術の進歩、社会情勢などによって変化しますので、適宜に見直すべきという条項をつけさせていただきます。

そして、②防護対象の特定でございますが、この特定された脅威の潜在的危険性を評価いたしまして、その評価を踏まえ、防護の対象とすべき核物質等、関連施設及び関連活動を特定すべきとしております。また、この防護の対象となる物質や施設、活動などに関しましても、諸情勢によって変化する可能性がございますので、適宜に見直し、必要かつ十分なものが特定されているようにすべきですとさせていただきます。

さらに、リスク情報を活用した防護対象の重要度評価ということでございますが、以下1から5にございますようなそれぞれのリスク情報を活用いたしまして、防護対象の重要度、影響度を評価すべきとさせていただきます。

そして④、この防護措置の設計のところ、最もこの4章の中でも中心となる部分でございますが、まず、防護措置の規制方式でございます。

特定された脅威に対する防護措置の規制方式としては、1といたしまして、許可事業者が実施すべき防護の内容を規制行政機関が具体的に示してしまう規範的方式と、防護措置が達成すべき、いわゆる性能基準方式と呼ばれている性能の基準を規制行政機関が示しまして、許可事業者がその内容を設計するとともに、その内容が適切であることを規制行政機関に立証するという性能基準方式がございます。それぞれの物質でございますとか、施設ないしは脅威に対応いたしまして、規制行政機関はこの規範的方式、性能基準方式または両者を組み合わせた方式のいずれかによって適切に規制すべきとさせていただきます。

次に、等級別取り組みの考え方、グレーデッドアプローチと呼ばれているものを述べさせていただきます。

グレーデッドアプローチにつきましては、段階的手法、段階的アプローチというふうに訳語を用いている例も散見されるところでございますが、段階的手法と申しますと、安全規制の中の工事認可とか完成検査といったようなことと、ちょっと誤解を生じやすいということと、安全規制の中でもこのグレーデッドアプローチが等級別という形で訳されていることから、等級別取り組みという訳語とさせていただきます。

こちらのほう、規制を行うに際しては、防護対象の重要度に応じ、それに対応して犯罪行為または故意の違反行為の実現を困難にする措置を講じるという等級別取り組みの考え方に基づいて規制を行うべきということでございます。

次のページに移っていただきまして、深層防護の考え方でございます。

こちらのほうもディフェンス・イン・デプスのことでございますけれども、防護措置の規制は、深層防護の考え方、すなわち第1の措置が万が一破られても、この万が一破られてもというのは、想定内の脅威が何らかの事情によって破られるというところでもございますし、想定外の脅威でというのもあり得ます。なお、その行為の実現を阻止できる第2、第3の措置があるようにするという、この深層防護の考え方に基づくべきですとさせていただいているところでございます。

これらの等級別手法、深層防護の考え方に基づいて設計された防護措置に関しましても、当然諸情勢によって変化することがあり得ますので、適宜に見直すべきとさせていただいているところでございます。

その次が、その他の放射性物質に対する等級別取り組みに基づいた深層防護の設計というところでございまして、核物質ではないその他の放射性物質の防護措置につきましては、次の以下の2点に留意すべきとさせていただいております。

核物質以外のその他の放射性物質は、核爆発装置の材料にならないということから、不正利用価値でございますとか、被害の大きさが大幅に低いということを考慮すべきということでございます。また、2)でございますけれども、阻止すべきその他の放射性物質に対する犯罪行為または故意の違反行為は、盗取及び盗取後の発散が中心となることということでございます。

こういった2点を踏まえまして、その他の放射性物質を用いる医療、研究、工業等の分野における放射線利用活動の防護対象としての重要度を評価し、これらの活動に与える影響が必要最小限となるように配慮しつつ、これらに対する防護措置を規定すべきとさせていただいております。

⑤、以上が事前の準備の考え方でございますが、以下は見地、実際の妨害破壊行為等が起きてからに対する備えというところでございます。

規制行政機関は、防護措置の一つといたしまして、速やかに検知し、評価し、その結果に基づいて当該行為が目的を達成することを阻止する対応策を講じるよう規定すべきですとさせていただいております。「すなわち」といたしまして、

具体的には検知するシステム及び連絡する体制を整備することを求めるべきとさせていただきます。

「また」以降でございますが、当然検知するためには、持っている核物質や放射性物質を適切に計量管理することが必要ということで、そちらのほうにも触れさせていただきます。

また、なお書きでございますが、この核セキュリティのための計量管理等、いわゆる保障措置、不拡散措置のための計量管理が、まだ今後議論が深められていく段階でございますけれども、重なり合うということが想定されますので、両者の調和に努めるべきですというのを挿入させていただきます。

また、このような検知がなされた場合には、当然のことながら必要な所要の国際的な通報、情報提供が必要だということを述べさせていただきます。

⑥といたしまして、許可事業者の対応の計画及び準備、検知されて以降の準備でございます。

ここを読み上げさせていただきますと、規制行政機関は、防護対象に対する犯罪行為または故意の違反行為への対応策をあらかじめ計画しておくとともに、この計画を適切に実施する体制を整備することを許可事業者を求めるべきですとさせていただきます。そして、この許可事業者に求める計画は、当該行為による人の身体、生命、財産、社会及び環境に対する悪影響を最小限にとどめるための取り組みを含めるべきですということでございまして、その犯罪行為等の企てが失敗、阻止できる場合においても、阻止が十分でない場合においても、最小限にとどめるための取り組みに十分配慮せよということでございます。

また、その2段落目でございますけれども、規制行政機関は、これらの措置が的確に行われることを確認するために、許可事業者が定期的にこの計画に基づく取り組みの訓練を関係行政機関と協力して実施し、その妥当性を評価し、その評価結果に基づいて計画を改良することを求めるべきですとさせていただきます。またさらに、規制行政機関は所要の検査を行うべきですということを述べさせていただきます。またさらに、規制行政機関は所要の検査を行うべきですということを述べさせていただきます。またさらに、規制行政機関は所要の検査を行うべきですということを述べさせていただきます。またさらに、規制行政機関は所要の検査を行うべきですということを述べさせていただきます。

⑦は、この許可事業者に求めることの反射効果といたしまして、規制行政機関

及び関係行政機関が行わなければいけないことを述べさせていただいているもの
でございます。当然、規制行政機関及び関係行政機関も、みずから行う対応策
を、計画の整備をし、その体制の整備に努めるべきですとさせていただいており
ますし、特に盗取などのことを考えますと、敷地外に盗取されてしまったものを
発見し、回収し、保管する取り組みといったようなもの、そういったものが人の
身体、生命などに影響を及ぼさないようにするための取り組みといったようなもの、
また、そういった犯罪者を捜査し、起訴するといったような取り組みもこの
中に含むべきとさせていただいております。

特に、最後にあるまた書きでございますが、この計画は、必要に応じて国の危
機管理に係る計画への移行を含むべきですとさせていただいておりまして、こち
らのほう、冒頭、資料4でご説明させていただいたような発災後の取り組みへの
移行のことをここで触れさせていただいているものでございます。

2段落目でございますが、このような計画に関しましては、専門家の動員や国
際的な支援を受けるといったようなことにも言及させていただいておりますし、
行政機関間の調整の仕組みに関しましても3段落目で触れさせていただいており
ます。

4段落目、10ページの一番上でございますが、当然、規制行政機関側、関係
行政機関側においても必要な訓練を行い、フィードバックを行うべきとさせてい
ただいております。

第5章でございます。規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性
物質への対応ということございまして、規制上必要な管理の外にあるというこ
とがややわかりにくい言葉でございますので、注書きで補足させていただいており
ます。規制上管理が必要とされる物質が、何らかの理由により、必要とされる
管理下でない状態にあることをいうということでございます。

①といたしまして、関係行政機関の役割でございますけれども、盗取等により
必要な管理を外れた状態にある核物質及びその他の放射性物質またはひそかに国
境を越えて持ち込まれた核物質及びその他の放射性物質が、核物質を用いた核爆
発装置または放射性物質の発散装置等により、人の生命、身体、財産、社会及び
環境に悪影響を及ぼす行為に使用される可能性があることを否定できません。こ
のため、関係行政機関は、これらの行為の影響の大きさを考慮して対応策を講じ

るべきとさせていただきます。

この対応策には、不正取引を阻止し、検知し、対応する取り組みが含まれるべきと、密輸などを想定して書かせていただいております。

具体的には、どのようなものを想定するかといいますと、②でございますような大規模イベント及び枢要な地点、枢要な地点とは、空港でございますとかターミナル駅といったようなものを念頭に置いてございますが、このようなおそれがある警備の強化ないしは検知のための措置が必要な大規模イベントや枢要な地点を関係行政機関は特定すべきですとさせていただきます。

そして、関係行政機関は、そのようなおそれがある場合におきましては、適切な対応活動、検知活動が行われるように、当該イベントの主催者や空港などの施設の管理者に対して、核爆発装置でございますが、発散装置を的確に検知するシステムないしは連絡する体制を整備することを求めるべきとさせていただきます。また、その大規模イベントなどに関しましては、適宜見直しを行うべきとさせていただきます。

③でございます。そのほか、このような大規模イベントなどで行われる場合ではなく、世の中に何らかの形で流通してしまっている場合を想定いたしまして、国は、所在不明になっている核物質及びその他の放射性物質、紛失した核物質、その他の放射性物質または規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質を捜索、発見または回収する適切な体制を整備すべきですとさせていただきます。また、特に帰属先不明、管理者が特定できないような場合に物が発見された場合の連絡体制を整備すべき、加えて、そのような場合の費用に係る負担の考え方についても検討を進めるべきとさせていただきます。

④といたしまして、主に管轄区域内と国境における検知、管轄区域内というのは、主に領土ということもございますが、船舶や航空機——主権が及ぶ船舶や航空機のことを念頭に置かせていただいております。そのような場合において事案が検知された場合の体制も整備すべきとさせていただきます。

⑤といたしまして、核セキュリティ事案の対応ということでございますが、以上述べましたような核セキュリティ事案が検知された場合に、そのような物質を発見、回収、保管するための取り組み、またその悪影響を最小限にとどめるため

の取り組みといったようなものを行うことができるように、その計画を整備すべきとさせていただいているものでございます。

また、また書きでございますが、この計画は、先ほども述べましたように、このような場合におきましても危機管理に通ずる場合がございますので、そちらへの計画への移行を含むべきとさせていただいているところでございます。

以下、必要な人員の動員でございますとか、海外の支援を受けることへの配慮といったようなこと、関係行政機関間の調整といったようなこと、海外への通報及び情報発信といったようなことを述べさせていただいております、最後にやはり訓練とフィードバックを述べさせていただいているところでございます。

6章「おわりに」でございます。

「おわりに」の前半は、以上までは I A E A の基本文書、ファンダメンタルズを受けた内容でございますが、「おわりに」は、まず前段といたしまして、福島第一原子力発電所事故の教訓について触れさせていただいているものでございます。

東京電力福島第一原子力発電所事故は、本報告書取りまとめ時点でなお収束しておらず、事故原因も調査中ですが、我が国政府が平成 23 年 6 月に I A E A 閣僚会議に提出した報告書には、核セキュリティに係る教訓が記述されています。これらの教訓に対する当面の基本的考え方を 4 つほど示させていただいております。

まず、防護措置の強化ということでございまして、施設・設備に対する防護措置の強化の必要性が明らかになったということでございます。許可事業者は、施設・設備に関する防護措置を強化すべきと提言させていただいております。。それだけではなく、「また」以降でございますが、関係行政機関は、施設・設備に係る防護措置を強化するために、必要な体制及び資機材の確保を行うべきということで、許可事業者と関係行政機関双方に関しまして強化を求めるという形とさせていただきます。

また、内部脅威対策の強化といたしまして、事故当初の出入り管理の不備が明らかになっています。許可事業者は不審者侵入防止策の徹底を初めといたしまして、内部脅威対策を強化すべきというふうに提言させていただいております。

3 番目といたしまして、訓練の強化でございます。

2行目でございますが、核物質等、関連施設及び関連活動を対象とした盗取、妨害破壊行為等の犯罪行為または故意の違反行為に対する訓練に関しましては、より実践的な状況を想定した訓練を行うべきですとさせていただいております。

4) といたしまして、核セキュリティ体制の強化でございます。

国は、安全確保と同様に、核セキュリティの確保に関しまして、緊急時における政府内の役割分担、責任体制の明確化等を行うべきですとさせていただいております。

最後、②でございますが、ファンダメンタルズの下位文書でございます勧告文書への対応を述べさせていただいております。IAEA核セキュリティシリーズ文書のうち、基本文書に次ぐ位置づけの勧告文書に関しまして、今後、我が国の核セキュリティ対策への反映方針を検討していくこととします。また、以上の東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓に関しまして、より具体的な対応策の検討を進めていくこととしますと述べさせていただいております。前回ご承認いただいたワーキング・グループへの議論の移行をここで触れさせていただいているというものでございます。

長くなりまして恐縮でございます。以上でございます。

(内藤部会長) 吉野さん、ありがとうございました。

ただいまのご説明をいただきました資料第1号について、皆様のご意見、ご質問を伺いたいと思いますが、まず全体につきまして、構成とかその他についてご意見等ございましたら承ります。その後、ページごとといたしますか、区切りごとにお伺いしたいと思います。

それでは、全体について何かご意見ございますでしょうか。

青山委員。

(青山委員) 今、構成について質問してよろしいんですね。

(内藤部会長) はい。

(青山委員) 第2章の核セキュリティ対策に係る行政機関及び事業者とその責務のところですが、その後半部分の⑤番、⑥番、⑦番あたりの構成というか、構成及び順番について、まず⑤番の行政機関と、それからあくまでも民間である事業者との連携の必要が書いてあって、その後に犯罪化という違う言葉が挟まった後に、その連携する上で情報は管理しなきゃいけないということが来ているわ

けですね。これは当然、⑤番と⑦番は関連していることなので、間に挟まらないほうがいいと思うんですね。

その上で、この⑥番の犯罪化。犯罪化という言葉はちょっと抵抗が正直あるんですが、いずれにしてもコンセプトとしてはわかるんで、この犯罪化ということが第2章にとっては一番根っこじゃないんでしょうか。

だから、どちらかといえば、この犯罪化が頭のほうに来て、それで犯罪化という概念を新たに導入するので、規制行政機関の役割、今の案では①になっている役割が来て、さらにこの2章は順番について少し意見あるのは、今言いましたとおり、まず犯罪化があって、行政機関の役割があって、その次に③になっている規制行政機関の独立性があって、その次に④番の行政機関の間の調整があって、その後に、この案では②になっている許可事業者の責任があって、その後、⑤番になっている連携があり、⑦番になっている情報管理があり、最後に⑧番、ちょっと別件の件があるというのがわかりやすいんじゃないか、あるいは関連性が強くなるんじゃないかと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

何か事務局、お答えはありますか。

(事務局：吉野企画官) 犯罪化が確かに変なところ、⑤番と⑦番の間に入っているというのは、確かにすみません、流れが悪うございますので改めたいと思います。ただ、第2章の冒頭に犯罪化をまず持つてくるというところに関しましては、少し、犯罪化があるから今その許可の、いわゆる炉規制法に基づくような核セキュリティ対策をやっているのかということ、そこはまず核セキュリティ対策が必要だからその規制を行い、そしてその一環としてやはり犯罪化もしなきゃいかんという並びだと思しますので、①の前に⑥を持つていくというのはちょっと強過ぎるかなというふうに……

(青山委員) それはわかります。犯罪化が一番最初に来るというのは、ちょっと大胆過ぎるかなと思いますね。

(内藤部会長) ちょっと全体をどうするか、事務局にゆだねていただいて、とにかく座りが悪いというご指摘はそのとおりだと思いますので、さらに検討したいと思います。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

交告委員。

(交告委員) 前回の会合で、国民にわかりやすく説明するというのと、ですます調を使うということが合意されたように思うんですが、この文章を読んでいる、何か、である調を無理やりに「ですます」にしたような感じで。この文体だと「である」のほうがナチュラルなような気がします。国民にわかりやすいということと「ですます」調で書くということは別問題です。この文章は十分わかるんじゃないでしょうか。だから、無理に「です」にしなくても「である」のほうがまとまっていると思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。ご意見を踏まえて、さらに練りたいと思いますので。

ほかにございますでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) さっき青山さんの聞かれたところとも絡むんですが、複合的に起こったことの扱いというのは何かはっきりしないような気がするんですね。だから、例えばここの議論は原子炉等規制法の延長線で物を考えているんですけども、このセキュリティとかそういうような話は、必ずしもいつもその延長線上にいるわけではなくて、テロと組み合わせられていたり、いろんな災害の後でこういうようなセキュリティ上のいろんな欠損が起こったり、実際にはだれかが盗取したり、持っていったりというようなシングルイシューで物は進まないんだと思うんですね。だから、そこのところの議論をもうちょっと深めないで、いつも紙に書いたものに終わってしまうというような気がするんですね。

後でも出てきますけれども、基本的にこの種のもは国民保護法の下に入るんでしょうけれども、原子力防災とのリンクというのは実際には起こるわけで、そこのところの複合的な要因をこのレベルでやるかどうかですけれども、あるんだということはきちんと指摘をしておくべきじゃないのかなというような気がいたします。

今回の場合にも、地震は地震というもので考えていたのが、実際には地震と津波が組み合わせになっているというようなところで起こっているわけですし、やっぱり犯罪だけでこの種のもが起こるとは思えないし、犯罪で起こったときにも、複合的な要因がその後の始末を決めてしまうというようなところを考察して

ほしいというような気がしますね。

ちょっともう一つあって、視点が今の話とは違うんですが、後で反省が出てくるんですけども、要するにビフォー・アンド・アフターというか、古い家を直して、こう直りましたというようなテレビ番組がありますけれども、全般にビフォーというのは上手に書けていると思うんですね。検知をする、事前に検知をするとか、やるということが書けているんですが、5章のところは非常に、さっきわかりやすいという話があったんですけども、非常にわかりにくいと。

「管理の外にある」と、こう書いてあるんですね。要するに大きなトラブルが起こっていると、事件になったと、事故が起きたということですから、はっきり書いていただかないといけないわけで、事前の情報とかいろんなところの見地というのは、随分DBTとかとって議論がいっぱいされているんですが、この管理の外にあるものへの対応というような形でアフターのことが書いてあるんですが、アフターのところは余りにも貧弱過ぎるんじゃないのかなという気が全般的にはいたします。

いつも絵にかいたもちのところだけをやっている、本当に起きたときに実際にどうやるんですかと、関係省庁が連絡すると書いてあるんですけども、今回も関係省庁は集まったんですが、どこにも司令塔がなくて、あったのかもしれませんが、大混乱が起きているわけですから、やっぱりアフターのところをもう少ししっかり書くような体制にされたほうがいいんじゃないのかなという気がします。(内藤部会長) ありがとうございます。何かありますか。

(事務局：吉野企画官) ただいまの小佐古先生のご意見でございますビフォー・アフターということで申しますと、第4章におきましても、商業炉のような場において事前の検知、ないしはセキュリティ上の何らかのサボタージュなどが起こった後の対応の計画に関しましては、4章に触れさせていただいておりまして、5章のほうは、いわゆる商業用の発電所でございますとか研究機関といったようなものではない……。

(小佐古委員) 別に吉野さんが一生懸命やられて、まとめられていることをどうこう言っているのではなくて、もうちょっと広い枠組みのところ、それを示唆するような言葉を潜らしていただくといいんじゃないのかなと思うんですね。原子力防災のほうは、緊急時対策本部とか、いろんな司令塔をつくるとか、助言組

織をつくるとかはっきりしているんですね。ところが、そっちもいわゆる一般の防災の中に原子力の別のチャプターが用意されて、そこの中でどうすると書いてあるんですよ。

ところが、こっちは初期の段階だから、そんなこと言ってもせんない話なんですけれども、国民保護法があるんですが、核テロとか、こういう核セキュリティに関連して特別な国民保護上のチャプターが用意されて、どういう司令塔をつくって動くんですかということは整備されていないわけですね。だから、その整備をするようにというようなことをにおわせるようなことをお書きになるほうがいいんじゃないんでしょうかというようなことを言っているんですね。

吉野さんは一生懸命やられているから、あるいは今原子力委員会のメンバーは一生懸命やられているから、それはそれでいいんですが、そういうことをにおわせるような節とか章とか言葉を用意されたほうがいいんじゃないんでしょうかというように。

(内藤部会長) ありがとうございます。なかなか具体的に小佐古先生のご趣旨を踏まえて修文するのは難しい面もあるかと思うので、ぜひ具体的な、ここをこう変えたら、あるいはここに新たな文言をつけ加えたらどうだというご提案をいただけると非常にありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

はい。

(青山委員) 今の小佐古先生の質問にまさしく関連するんですけれども、きょうの会議の冒頭に、資料4号の平時・有事の区分の概念分けがありましたよね。その説明、あるいはその構成はそのとおりだと思うんです。

つまり、有事になってしまったときに、警察とか自衛隊がいわゆるテロリストを撃退したり、破壊妨害工作の影響が小さくなるように取り組んだり、あるいは犯人を逮捕したり云々かんぬん、そこにこの原子力委員会の防護専門部会が踏み込むわけではないんですが、今、小佐古先生のおっしゃっていることと、それは僕、関連すると思うんですけれども、つまり、有事の段階になって犯人を捕まえたりテロリストを抑圧したりするのは違う仕事だけれども、そのときに核関連施設あるいは原子力施設で何が起きて、その放射性物質の漏えいとかそういう被害を最小化するには、あるいは緩和するにはどうしたらいいかということが、この核セ

キュリティの新しい基本的な考え方の最後に、方向だけでも出してあげれば、それこそ警察とか自衛隊の側もこれが助けになると思うんです。

つまり、今回、福島原子力災害はあくまで事故ですけれども、事故に取り組むときの警察官とか自衛官とか消防官が、例えば放射性物質の漏えいにどう対応しているのかが、はっきりわからなくて、それはさっき小佐古先生のおっしゃった統合的な指令機能が不十分だったからじゃないかという問題提起が今日本の中にあると思うんですね。あるいは国際社会の中にもあると思うんですけれども、それにこたえる部分があれば、確かにすごく意味づけは画期的というか、大切なものになるんじゃないかなと僕は考えます。

(内藤部会長) ありがとうございます。お二人のご意見を伺っていて、多分この中で盛り込むとすれば、11ページの⑤の核セキュリティ事案の対応のところだと思うんですね。それで、今は規制管理外の核物質やその他の放射性物質への対応という狭い範囲で書いているので、よろしくないのであって、実はIAEAの基本文書の案では、核セキュリティ事案というのはそういう狭い範囲じゃなくて、そういったイベントが起こったときにどうするかということを書いてあるんで、ここに押し込んでいるところが多分間違いというか、いろいろなヒッチを起こしているんだと思いますので、この⑤を独立させて、そして小佐古先生のご指摘のことも踏まえて書いたらどうかなというふうに思っています。

ですから、⑤は、先ほどの小佐古先生の表現をかりればアフターのことを書くということで、独立させた章立てにしたらいかがでしょうか。その際に、ぜひ小佐古先生から表現を盛り込んだものを出していただけたら、あるいは青山委員からもお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

板橋委員。

(板橋委員) 今、お二方が指摘しているところとの延長線上で、これは確認なのですが、この資料4の表を見ると、かなりセパレートに書かれているわけですが、青山委員も指摘したとおり、例えばテロで起こった事象によっては放射性物質が漏れると。このような場合にも、当然ながら原災法の適用もあるわけですね。この表を見るとかなりセパレートでクリアに分かれてしまっているんで、国民保護法だけのスキームでいくのかなとちょっと誤解しがちなんで、恐らく原災法上

の対応というのが当然ながら出てくると思いますので、その辺も区別というかクリアにしておいたほうがいいのではないかなと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

近藤委員長。

(近藤委員長) イシューが2つあると思います。

1つは、今おっしゃられた資料4の枠組みがあるということでこれを書いているんですけど、この紙自体にはその枠組みが見えない。そこはしかし、見えるようにする、明らかにすることは大切だというご指摘。それが1つですね。

それから、もう一つは、小佐古先生のビフォー・アフター論。非常に重要な指摘なんですけど、それを座長が言うように5の⑤で受けちゃうと、5は表題が決まっていますので、ちょっとまずいんじゃないかと思います。どうすべきかは考えるところが多いんですけども、少なくとも4ポツの中で、主催者というか責任者が明確なファシリティーや、あるいは意識の中における行為にかかわる責任というものは一応あるわけですから、その中で処理すべきものは処理することにして、しかし原災法等の関係も出てくるということであれば、それは後書き等で、そのリンケージを、さっき国民保護との関係でのリンケージを明確にするとしたところと同じように、その関係を明らかにすること、あるいはその調整をしておくことは大事だとか、そんな前向きな取り組みについてのお願いを、重要性を指摘しておくほうが合理性があるような気がします。

(内藤部会長)

ありがとうございます。資料第2号の核セキュリティ事案の定義は、盗取、盗難ということじゃなくて、もっと広い中身なんですよね。ですから、そういうことを踏まえた、今の近藤先生のご意見を踏まえて見直していきたいと思います。

ほかにもございますでしょうか。

よろしければ各論に入りたいと思います。

それでは、まず1ページ目の「はじめに」の前、1ページ目から2ページ目の「はじめに」の前ですね。ご意見ございますでしょうか。

中込委員。

(中込委員) まず、1ページ目で非常にいいことを書いてあって、問題ないと思うんですけども、セキュリティ対策とか核セキュリティといきなり出てきて、

これ、もともとどういうことなのかというのが、普通はこれ「以下、核セキュリティという」とか「セキュリティという」とかと言うんですけども、なかなか日本語で適当な文がないんで、セキュリティという片仮名を使うのはいいとは思いますが、その定義をしっかりとっておく必要があるんじゃないかなと思います。

将来、R I も含めて、ここでいえば、以降、その他の放射性物質、いわゆる核物質以外の放射性物質も対象としますよということがわかるんですが、それが核セキュリティにつながるということは、どこにもわからないんで、定義を確認していただきたいかなと思いますけれども。

(内藤部会長) ありがとうございます。

(事務局：吉野企画官) ありがとうございます。核セキュリティの定義を明文化するというのは、今いろいろ I A E A の場でも試みられているところではございますが、ちょっとまだそれが成功していないという状況でございます。

それもありまして、前文では確かにいきなり出てきておるんですけども、第 1 章「はじめに」の①のところで、必要性及び目的で核セキュリティを説明し、②で、核セキュリティ対策については、こうした犯罪行為または故意の違反行為の防止、検知及びそれらによる有害な影響を小さくするための対応を核セキュリティ対策というという形で、ここでちょっとおくれながら「はじめに」の①と②でちょっと触れさせていただいているという形をとらせていただいております。

(内藤部会長) ありがとうございます。

(中込委員) 今の追加なんですけれども、こういった基本的考え方とかを示すときには、どちらかというと法律に近いようなものですから、最初に定義があつていいのかなという気がしていましたので。後になって、実はこういうことですよと言われても、そういうつもりで読んでいない場合は、ちょっと誤解を招くんじゃないかと思いましたので、コメントいたしました。

(内藤部会長) 一番最初の始まりのところなんで、座りが悪いというのは多分あるんだと思うんですが、もし必要であれば、その初めに出てくるところで定義がどこにあるかということと言及すればいいかなと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(飯田委員) 細かいところで恐縮ですけれども、7行目の「INFCIRC/225/Rev1」とありますけれども、「Rev」と「1」の間に「.」がつくと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

東嶋委員。

(東嶋委員) 下から8行目なんですけれども、ここで「規制上必要な管理の外にある」という言葉が出てきて、それで後のところで説明をしているところがあるのですが、この文言と似たような文言が2ページ目の③の下から2行目「規制に基づく管理の下にない」というのが出てきて、この定義をもう少しきちんとしていただかないと、10、11ページのところでも「所在不明になっている」とか「紛失した」、それから「規制上必要な管理の外にある」、あるいは「帰属先不明の」といろいろ出てくるのですが、それぞれ努力して言い分けられているのはよくわかるのですが、やはりこの「規制上必要な管理の外にある」というのを、例えば「規制事業者の管理を外れた」とか「規制事業者の管理下にない」とか、何かもう少し言い回しを考えないと、ほかのものとの認識というか区別がつきにくいと思うんですよ。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

私のほうからなんですけど、第2パラで「INFCIRC/225はこれまで数次にわたる改訂が行われてきており、我が国においてもそれらは、規制行政機関による核物質防護規制に適宜に反映されてきました」というのは、Rev.5ではなくてRev.4までの世界なんですよね。ですから、Rev.5が一番新しいということもどこかで言及したほうがいいと思いますし、これまでやってきているのはRev.4までだということが何か出るような表現を工夫していただけたらと思います。

ほかにございますでしょうか。

それでは、2ページ目、1ポツ「はじめに」のところでございます。何かございますでしょうか。

先ほどの③の「規制に基づく管理の下にない」というところのご指摘がございました。

青山委員。

(青山委員) これもさっき小佐古先生だったと思いますが、指摘されました…いや、小佐古先生じゃない、交告先生だったと思うんですけれども、「すべきです」というのが「はじめに」のところにどんどん出てくるというか、①、②、③、全部そうですよね。締めくくりがすべて、そうになっている。これはやっぱりひっかかりますね。

特に②のところ、これは、やはり国の責任ということについて原子力委員会の専門部会が定義する、あるいは問題提起して方向を示すんだから、「規制の仕組みを具体的に整備しなければならない」というのが、ここは本来の文章じゃないかなと考えます。そうでないと、これは国民にわかりにくいんじゃないでしょうか。

つまり、これは一体何なんだと、精神論を言っているだけなのか、国にちゃんと責任があるよということを原子力委員会が示しているのか、どういう意味なんだというのが、国民にわからなくなるんじゃないかと思うんですよ、この文書の締めくくりでは。だから、やっぱりこれは先ほど交告先生から問題提起があったように再検討すべきじゃないかなと考えます。特にこの部分は、痛感します。

以上です。

(内藤部会長) ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 今のご指摘踏まえまして、ちょっとこの文体、文の割り方をちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(内藤部会長) 多分事務局が非常に苦労しているところだと思うんですが、というのは、基本文書はシュッドとかシャルとかはなくて名詞で書いてあるんですよね。非常にずるいというか、核セキュリティシステムが備えるのはこうです、こうです、こうですと、そういう書き方なものですから、そこを意識してすべきであるというふうになっているんだと思いますが。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

なければ、2ポツ、3ページですね。①からページの終わり④まで。ごさいますでしょうか。

交告委員。

(交告委員) ③の規制行政機関の独立性というところですがけれども、規制行政機

関は注の4で定義が示されているので、わかるんですが、③の2行目の「原子力の利用の促進等を行う行政機関から機能面及び財政面において適切な独立性を有している」というときに、その原子力の利用の促進等を行う行政機関として何を考えられているかということがわからないんじゃないでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 最も典型的なものは資源エネルギー庁なんでございますけれども、次ページの関係行政機関のところではそれに近いことを、原子力利用の関係当局として資源庁、文科省、厚労省といったようなことを書かせていただいておりますが、ちょっとその辺は整理しまして、わかりやすい脚注の形に再整備したいと思います。ありがとうございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

小佐古委員。

(小佐古委員) ここで、規制行政機関の役割と行政機関間の調整というのがあって、下側には脚注がついているんですけども、今のままでは中央司令塔がどこになるのかがよくわからないと思うんですね。だから、今この場でそれを求めてもちょっと詮無いところがあるんで、そういうものを、先ほどの国民保護法の中のこれに相当するチャプターをつくる場所とも絡んで、そのものを整備していくべきだというようなことをお書きになるほうがいいんじゃないのかなと思うんですね。

今までの福島の経験ですと、余り政府のことを悪く言っちゃいけないんですけども、文科省じゃないと、保安院じゃないと、安全委員会じゃないとってみんな押しつけ合って、最後はいつもいつも官邸、官邸って。官邸は、原子力の防災に関しては素人集団なわけですからね。だから、やっぱりここでどこが中央司令塔になるのかを誘導するような書き振りが1つ。

もう一つは、この間の福島の経験で、非常に大切なものだけれども、位置づけがはっきりしなかったものがあるって、それは軍ですね、自衛隊のファンクションだと思うんですね。このIAEAの文書もそうなんですけども、基本的に民生利用をターゲットにして書かれるということなんですけれども、もともと核セキュリティとかセキュリティというのは軍側で極めて発達しておりまして、ほうっておいても大事なものは持っているんですね。実は原子力防災もいろんなものを、エービーシー対応というところに、某所にある程度の人数と設備と放射線のディテク

ターなんか物すごい数があるんですよ。でも、うまく使えなかったということですから。

だから、日本側が持っている、自衛隊側が持っているそういうリソースをどういうふうに活用するのかというようなことをきちんと視野に入れないと、納税者としては今から消費税も随分高くなるんでしょから、さらに高くなるのはたまらないと。もう既にあるんなら、それをうまくコンバインして使われるほうがいいし、たびたび起こらないものであれば、もう有事対応で用意できているものを、うまくリンクできるような仕組みを促すような書き方のほうがいいんじゃないのかなと思うんですね。

もう一つの点は、これも福島対応で明らかになったところなんですけど、これも規制行政機関の役割ということで、下に名前が挙げてあるんですけど、その中に先ほどの自衛隊が入っていないということと、もう一つは、規制じゃないんですけども、大事な省が抜けているんですね。それは外務省なんですね。

そのすぐ後ろの5ページのところの国際輸送とか国際協力・国際支援というところでも、それは余りはっきりした形で書いていないんですけども、原子力防災もそうですが、とりわけ核セキュリティとかセキュリティイシューということになると、国際間の情報共有とか、そことどういうふうに動いていくかというのは極めて重要な位置を占めている。事前にそういういろんな情報を集めて、そういうことを防ぐということが書いてあることを見てもわかるように、そういう情報はどこから来るかということ、やはり外務省経由とかいろんなところから来るわけで、このセキュリティの議論をする上では、外務省というのは物すごく重要な位置を占めているんだと思うんですけど、余りはっきりした形で書いていないんですね。だから、何らかの形で登場させていただけるとありがたいんじゃないかなと。

(内藤部会長) ありがとうございます。今の点ですが、4ページの5で、規制機関じゃないんですけど、関係行政機関の中に防衛省、それから外務省も書いてありますが、不十分であるということであれば、そこの部分を練るということだと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

飯田委員。

(飯田委員) 3ページの欄外の4と、それから4ページの欄外の5のところの説明で都道府県警という表現があるんですけども、炉規法等の表現では都道府県公安委員会という表現をとっていますけれども、これ、国民にわかりやすくということで、あえて県警という表現にされているのかどうかという確認のため、質問させていただきます。

(事務局：吉野企画官) そうです。一般的な言い方として県警という言い方を使わせていただきましたが、誤解が多いというご指摘でございますか。

(飯田委員) 炉規法の条文等では都道府県公安委員会という……

(事務局：吉野企画官) 通報の先ですね。

(飯田委員) はい、使っているんで、その辺のところの確認です。

(事務局：吉野企画官) 当局とちょっと確認します。

(内藤部会長) ほかに。

はい。

(鈴木委員長代理) 最初の規制行政機関の役割の最後の行なんですが、「適宜に監査すべき」という言葉があるんですけども、指定機関で監査というのは何か決まっているんですか、そういう言葉は使うんですか。規制機関が監査するんですか。後の9ページとか10ページには、評価を行い計画を改良すべきだとか、確認すべきだとか、具体的な表現が出てくるんですが、監査というのはそういう意味を指すという、具体的、一般的にそう言われている言葉ですか。

(事務局：吉野企画官) ここは、まず役割と責務を述べているところですので、具体的に言葉を並べるのではなく、監査という言葉で一くくりに使わせていただいたということでございます。

(鈴木委員長代理) 同じ意味か。

(吉野企画官) はい、内容的には、後ろのほうでは評価とかああいう言葉です。

(鈴木委員長代理) 後ろの9ページを見て、例えば9ページの⑥の最後は「評価及び改良の有効性を検査等を通じて確認すべき」、それから10ページにいくと、上の3行目のところに

「改良すべき」まで書いてあるんですね。

(事務局：吉野企画官) これをブレイクダウンしないで一言で済ませたというこ

とでございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

若干法律的過ぎるんですが、①の「我が国では、一定の量を超える核物質又はその他の放射性物質の保有」が国の許可を得た者に限っていますというんですが、昔から有名なのは、炉規法とR I法の許認可事項の対象の差がありまして、R I法では所有すること自体を規制しているんですが、核物質は所有するだけ、眺めているだけでは規制対象にならないんですよね。ですから、そういう意味では、この保有という言葉は本当にいいのかどうかということがありますので、ちょっとここは工夫させていただいたほうがいいと思います。

ほかにございますでしょうか。

なければ4ページ。⑤から⑧、いかがでしょうか。

板橋委員。

(板橋委員) ⑦の機微情報の管理の2行目で、「公開すべきではない必要な情報」で「必要」というのは何か特に意味があるのですか。

(内藤部会長) 多分訂正漏れだと思います。「必要な」は要らないと思います。「公開すべきではない情報」ですね。

(板橋委員) それと、これは確かに行政機関について書いているわけですが、これ、事業者に対する責務は特に定めなくてもいい、入れなくていいものなのでしょうか。努力義務ですか。

(事務局：吉野企画官) すみません、必要でございます。何らかの形で入れさせていただきます。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

青山委員。

(青山委員) さっきも述べたんですけども、⑥番の犯罪化という言葉ですが、この文章は、そもそも核セキュリティという言葉日本語の中に新しく導入したりしたわけだし、なるべく造語はやっぱり少ないほうがいいと思うんですよね。その上で犯罪化というのは、どう見ても犯罪化という言葉はそもそも誤解を招くでしょう。よいことを悪いことにするという響きで受け取る人もいるだろうし、これは無理に3文字にするんじゃなくて、犯罪として積極認定とか、いかがでしょうか。あるいは、犯罪認定といった言葉ではどうでしょうか。意味はそういう

意味でしょう。

(内藤部会長) ありがとうございます。ここは、先ほど申し上げようとしたんですが、このパラ全体をちょっと交告委員にご相談しながら決めたいと思うので、クリミナリゼーションという言葉は何か法律の世界で定着した言葉なんですか。

(交告委員) 犯罪化という訳もあると思いますけれども、この文章でクリミナリゼーションを訳出しなければいけない必然性はなくて、規制に反する行為に対する制裁のあり方とでもやっておけば、十分通用すると思います。要するに「現在犯罪とされている行為でも、重要性に関してその刑罰が軽過ぎるものがあれば、それを見直します。現在犯罪かどうかよくわからないものについては、できるだけ犯罪とするようにします」というふうに書いておけばいいんじゃないですかね。

(内藤部会長) わかりました。ちょっとその辺はご相談しながら修文したいと思います。ありがとうございました。

(内藤部会長) ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

衣笠委員。

(衣笠委員) ⑧番なんですけれども、一番すき間が出てきそうなところで、だれが後、これらに向けて管理監督していかないといかんかというのがわからなくなるときに、やはり事の重大さ、深刻さとか規模にもよるんですけれども、早く対処しなければいけない場合が出てくると思いますけれども、そのときに、こういう言葉を入れるのが適切かどうかはちょっとお聞きしたいんですが、迅速にしなければいけないこういう委任とか付託ということを、そういう概念を共通で持つておく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、何か迅速にやるんだという意思をここで出せるような文章にしていきたいんですが。

(内藤部会長) わかりました。ありがとうございます。

東嶋委員。

(東嶋委員) 細かくて恐縮ですが、質問なんです、⑧番の許可された者というのが2回出てきますが、これは許可事業者と違う者なんですか。

(事務局：吉野企画官) 許可事業者より少し広い概念で考えております。すみません、ちょっと言葉が適切ではないかもしれませんが、より正確に申し上げると、

管理責任を有する者と言ったほうがいいのかと思います。すみません、ちょっと言葉が十分ではございませんでした。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますか。

ないようでしたら、時間の制約もございますので、5 ページ目の⑨、⑩、いかがでしょうか。

国際協力のところは、「べきです」というと、やらなきゃいけないというオブリゲーションが出てくるんですが、そこまでファンダメンタルズには書いてなくて、国際協力を行う者ですという、そんな感じなものですから、この辺も先ほどの青山委員とか東嶋委員のご意見も踏まえながら、ちょっと表現は工夫したいなというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) 先ほど外務省の役割というお話をさせていただいたんですが、少しリアリスティックになる必要があって、今回外務省の方も一生懸命やられるんですけども、何せ事情をご存じの方は1人とか非常に少ないんですね。課長さんが中身のほうはもうわからないという状態で。それで、外務省も案件が多いんでしょうし、これで人を張りつけろということも大変ですから、外務省事項が出てくるんですけども、一体どういうふうにすればいいのかということのをかなり深刻に考えていただかないと、原子力の場合と違ってセキュリティとかそういうイシューというのは外務省がすごく絡んでいますよ。

だから、それでいて人間が少ないという状態があるわけで、一体どういうふうにオペレーションしたらいいのかということのはかなり深刻に考えないと、外務省のためだけにこの国がこけるということが簡単に起こるような気がしますね。ちょっと脅迫しているわけじゃないんですけども。

(内藤部会長) なかなか固有名詞を挙げてお話しすることは難しいと思いますので、人材確保とかそういうところ、この報告書自体が課題といいますか、そういうことは余り書いていないんですね。こうあるべき姿を書いているんだけど、現状と比べてどこが足りなくて、どこを強化すべきかということが書いていないので、そのあたりもちょっと工夫するべきかなと思いますし、その中に今のご指摘も踏まえて取り込めたらと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

なければ、急いで恐縮ですが、5 ページ、6 ページの3 ポツですね、核セキュリティ体制の維持のところ、①から⑥まで、いかがでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) ④のところなんです、リーダーシップと書いてあるんですけども、何かリーダーシップに当たることが書いていないような気がするんで。それと、内部脅威のところは、内部脅威は昔から言われて、私なんか原子炉のところ絡んでいるものですから、内部脅威、私がテロリストかもしれないということなんです、常にバッティングするのが個人情報保護といいますか、私がローンをどれぐらい持っているかとか、どれぐらいいろんなところで困っているかというところまで全部調べ上げていただくというのもよろしいことはよろしいんですが、何かどこかに、そこら辺とのバランスをどうするのかということを実際に考えるというようなことを入れていただければと思うんですが。

(内藤部会長) ありがとうございます。リーダーシップのところはちょっとタイトルも絡んでくるでしょうし、⑤のところは、そういう基本的人権への配慮、齟齬がないようにとか何かそういう修文ができるかと思います。ありがとうございます。

中込委員。

(中込委員) 今の6 ページの⑤の内部脅威のことなんですけれども、「具現化する可能性を最小化する取組に努めるべきです」ということが書いてあるんですけども、これ、実際には我々は武器を許されていない対応ですよ。具現化する可能性を最小化する取り組みというのは、国内法を考慮しながらやりなさいということ考えてよろしいんですよ。それであれば、もし「既成の国内法を考慮しつつ」とか何かそういったことが要るのかなという感じはするんですけども、いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) もちろん規制の範囲内ないしはそのほかの国内法を遵守しながらということをございますんで、そういった旨をちょっと挿入するようになりたいと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

青山委員。

(青山委員) 実は同じところなんですけれども、その⑤の内部脅威対策のところ、今、部会長からも人権に配慮という言葉もありましたし、それから中込先生からの指摘もあって、理由はわかるんですけれども、この部分だけ余りにも後ろに引いた表現になっています。まず前半のところでは、要するに、内部脅威というのがセキュリティの実効性に悪影響を与える可能性は否定できないとなっていて、その後、一番最後のほうは、これは日本語としては僕はちょっとこのままではめないんですけれども、「脅威となり得る内部脅威者の脅威が具現化する可能性を最小化する取組に努める」とある。これ、普通に考えたら、やるなと言っているような感じすらありますね、それはちょっと言い過ぎですけれども。

それで、この文章全体が、内部脅威に対しては現状の日本の法体制では対応が難しいと明確な判断を示すのなら、まだわかるんですけれども、ところが、12ページのところ、福島原子力災害の教訓のところでは、はっきりと内部脅威対策を強化すべきですとある。2番のところなんか明記してあるわけですから、一貫性もないので、さっき中込先生から提案あったと思うんですけれども、こういう曲がりくねった表現をすべきじゃないと考えます。これだと及び腰が見て取れて、逆効果じゃないかなとも懸念します。ちょっときつい言い方していますが、内部脅威の問題は深刻だと考えていますから、あえて申します。

(内藤部会長) 背景がありまして、一部の国では、従業員に対する信頼性調査というのは国によって行われているわけですね。そういうシステムがない日本において、内部脅威対策をどうするかということを考えるときに、今まで行われているのはツーマンルールというものが行われているわけです。ですから、具体的にそれを書くことはできないものですから、こういった漠然とした言い方になっているんですが、趣旨はそういうことだということでありまして、そういう人権に配慮しなきゃいけないという国情を踏まえると、できることには限りがあるでしょうということがバックグラウンドにはあります。ただ、ご指摘を踏まえて、よりよい表現にしたいと思います。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) 今の内部脅威のところは、やっぱりもうちょっと現実の事例の研究を、今の文章のレベルはいいんですけれども、ちゃんとやられたほうがいと

思いますね。前、文科省で私が主査やったときに議論があったのは、内部脅威の最たるものは患者自身がテロリストであるというのがあるんですね。ブラキセラピーとか幾つかのものは、すごい強い線源を体内に挿入したりしてやるんですが、ご本人がテロリストですと、そのまま持って逃げて、暴れたらどうすると言われても、ちょっとどうしようもなく、頭を抱えちゃうということなんですけれども、余りにも想定しているモデルが一元的で、ツーマンルールでやればよいというようなレベルの話ではやっぱりないということですね。

余り頑張って我々のところの原子炉の技術者を選別し続けると、家計の状況がご立派でちゃんと働いてくれる人というのはだれもいなくなっちゃうとか、そういうことにもなりかねないんで、このレベルからもうちょっと下のところで、どういうときにはどうだということをブレイクダウンして、ちゃんとやっていただかないと、医療行為とかいろんなところはかなり大きな支障を来すというのが前の議論の経過でした。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、4ポツ、核物質等、関連施設及び関連活動の防護、6ページからちょっと長いので、6ページ、7ページ、④の等級別取り組みの考え方の上まででご意見ございますでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) 時間の制約もあってあれですけども、この等級別取り組みのところはぜひしっかりやっていただきたいと思うんですね。若干後ろにも伸びるんですけども、8ページのところに実際のパターンが書いてありまして、ラジャーストップ等々については、盗取及び発散が中心というような書き方になっているんですが、実際の事例を考えますと、リトビネンコ氏はポロニウムを注入されて、それで死に至ったとか、放射性物質ではないんですけども、東大病院ではタリウムを長年にわたって、怨恨だと思うんですけども、コーヒーに入れて飲ませていたというような事例とか幾つかあるんですね。

だから、この種のものが盗取とばらまくというようなワンパターンで考えるのではなくて、ここもやっぱり事例研究をしっかり、韓国の中央病院では、これも怨恨ですけども、看護師さんに振られて、お医者さんがトイレにラジャーストップを置いていたというのもありまして、もうちょっと細かく事例を研究してほ

しいのと、等級を明らかにはっきり分けていただくと。例えば、核物質のこのパターンはAグレードのものであると、Bグレードのものであると、Cグレードのものであるというのをちゃんとしないと、大きなリスクを抱えているのは病院なんです。

文科省の線源の管理のもとで9割以上の大きな線源が存続しているのは病院でありまして、病院は常に不特定多数の人間が出入りすると。おまけに身元を全部調査するだけの仕組みを持っていないと。患者が来れば暴力団でも何でも診ないといけないんですね、お医者さんは。それでいて、人が出入りするちょっとした横っちょのところに、そういう移動できるような強い線源が置いてあるということで、幾つかのパターンに分けていただいて、パターンごとに数種類のカテゴリーを分けて、その分けたごとのはっきりとしたセキュリティ対策を見ないと、一律に網をかけると国民生活に大きな支障を一気に来すと。等級別アプローチというのは極めて重要であります。

(内藤部会長) ありがとうございます。現在ここで議論していますのは、基本的な考え方でございます。等級的アプローチの具体的な中身については、個別の、核物質、それから放射性物質、それから規制管理下でない物質に対してのレコメンデーションと、具体的に3つ I A E A から出ておりますので、その議論は別途またしたいと思います。その中に、今、小佐古委員のご指摘のようなことが含まれてくると思います。

ほかにございますでしょうか。

8 ページまで来てしまっていますが、8 ページまでの中で④までですね、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、次の8 ページの下の⑤から、9 ページ、⑥、⑦、10 ページの上までですね、⑦まででご意見ございますでしょうか。

中込委員。

(中込委員) 9 ページの一番上から2行目のところなんですけれども、保障措置の話が出てきまして、計量管理と重複するところがあるから調和に努めるべきと。これ、今まさに I A E A の話されていることだと思えるんですけれども、それは様子を眺めてその言いなりになるというんでしょうか、それで調整というのはここで議論するという事なんですか。それとも、私はどちらかといったら日本

がちゃんと保障措置をやっているなら、それをこれならできるよという提案型、I A E Aのほうに提案するぐらいのことをここで議論すべきというふうに書いてほしいなという気がするんですけども、調和といたら、何か相手が言うてくるのを、どこの省庁がやりましょうかということをするのか、それともここは、我が国がI A E Aに発信するぐらいの、使いますよとか使いませんよということ提案するべきだろうというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) ほかの、ご指摘のとおり、その保障措置とセキュリティの計量管理との関係について留意をすべきことを、ここで言及するということとどめさせていただきたいと思っております、我が国の国際貢献でございますとか、I A E Aで今議論されている内容を我が国がどうとらえるかといったところは、またこの基本的考え方とは別個の議論ではないかと思っておるんですけども。

(中込委員) ということは、調和というのはここで議論するということよろしいんですか。

(内藤部会長) いや、そうではなくして、核物質防護と計量管理を調和してくださいという、規制当局であり事業者でありますね。やるべきことを書いたということであって、どうやるかということは、それぞれよく頭を働かせて考えてくださいということですね。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、10ページの5ポツ、①から11ページの④までいかがでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) ④のところ国境における検知とあるんですけども、今も初期のところから、いろんなものを輸出入するところでしたらしっかりやってほしいと。この話はもう10年以上前、十数年前から何度も問題になっているんですけども、通関するところの核物質とか放射性物質の管理体制というのは全くできていなくて、もう疲れ果てまして、あちらのほうは要するに財務省なんですね。財務省のほうは余り、科学的な知見というよりは違った観点で見られていると思うんですけども、やはりそのあたりは、ここで検知を強調されているんですけども、実現できるようにぜひ働きかけていただきたいというふうに思うので、よろしく

お願いいたします。

(内藤部会長) なかなか税関当局が能力を持っているのかということがありますし、それから検知器を整備すればいいというだけではなくて、測定結果をどう解釈するかについては、やはり関連研究機関といいますか、支援も必要だと思いますので、今のご指摘の点以外にも、そういう点も多分考慮すべきじゃないかなと、今、小佐古先生のご意見を伺いながら思いました。

(小佐古委員) 外務省と同じような状況なんだろうと思うんですね。昔は外務省もそれなりの人材配置していただいているんですけども、昨今の削減があつて細くなっている。あるいは、もともと細いところの財務省とか、どういうふうにかえるべきかというのは本当に真剣に提案していただかないと、同じことをずっと繰り返してしまうということになるんじゃないのかなという気がします。

(内藤部会長) ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、⑤、これは先ほどの議論の中で文言等を変えながら独立させるという方向で今議論、取りまとめたというふうに考えておりますが、⑤のところにつきまして何かご意見ございますでしょうか。

ご意見がないようでしたら、6ポツの「おわりに」のところでございます。12ページですね。

中込委員、それから青山委員、よろしく申し上げます。

(中込委員) 12ページの1)のところ、防護措置の強化といったところなんですけれども、そこで、今回セキュリティの問題というのは、これは外国から指摘されたのでしょうか。それとも、何名が追跡調査やったけれども、わからないけれども、そんなていたらくでいいのかという話が出たんですが、これは、もし外国からの指摘で、あっ、そうでしたかと気づいたのか、それとも我々が気づいていたのかによって大分対応が変わると思うんですけども、いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) こちらのほう、統合対策本部が作成して、IAEA閣僚会議に提出した報告書の中の記述から引き出してきているものでございまして、そこでは明言されているわけではございませんが、みずから調査し、分析した結果だというふうに理解しております。

(板橋委員) 今の点でよろしいですか。

(内藤部会長) 板橋委員。その後、青山委員。

(板橋委員) 前回は青山委員が指摘されましたけれども、これはテロ対策をやっている者からすれば極めて当然の話であって、どこから指摘を受けるまでもなく、あのような状況になったときに、すぐにそう思うわけで、我々のようなテロ対策をやっている人間にとっては常識であると思いますが。

(内藤部会長) ありがとうございます。

それでは、青山委員。

(青山委員) 今のお二人のお話にも関連するんですけども、12ページの6「おわりに」の①のところですね。福島第一原子力発電所の災害というのは、あくまでご承知のとおり津波と地震を契機にして起きた事故であって、破壊妨害工作を初めとする人為的なものでは今のところ一切ないです。それにもかかわらず、ここに教訓として入れるというのはなぜなのかということ、より明示すべきだと思います。

読みますと、ばらけた部分には、ちゃんと書いてあるんです。例えば、1番の防護措置の強化のところには、防護措置の強化の必要性が明らかになっていましてあり、それから2番は、管理の不備が明らかになりましたとあり、3番は、訓練は重要だと明らかになりましたと書いてあるんです。

ところが、これは書いてあるようで書いていないところがあって、もう一回言いますが、テロじゃなかったのに、なぜアンチテロとしての教訓も踏まえなきゃいけないかというと、1つには、福島原子力災害で私たちが学んだことは、放射性物質の多量の漏えいや、あるいは少量であっても長期的な漏えいがあると、いかに社会的な影響や、あるいは健康面の被害の懸念が大きいかということ、人類史上今までないほど学習せざるを得なかったためですね。

それから、こういう事故になったときに、実はテロ対策が手薄になってしまうということも明らかになりました。これは、2番のところに「事故当初の出入り管理の不備が明らかになっています」と書いてあるんですけども、じゃ今は万全かということ必ずしもそう言い切れないと考えます。

それから3つ目に、テロリストの側に重大な情報を与えてしまった懸念があるわけですね。それは、放射性物質の漏えいということについて、日本だけでなく国際社会も含めて、これほど人間が敏感なのかということです。これをテロリストの側から見たら巻き起こす事件の効果というものがいかに強烈かということ

を、知らしめてしまったわけですから、なぜ日本が積極的に、テロならざる事故をとらえてテロ防止のための教訓にするのかということ、1ページ使っても明示すべきじゃないかと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。今のところは①の「以下のとおりです」の前に少し敷衍して今のご指摘のところを書く。ただ、書き方、書きぶりによっては相手に塩を送るようなことにもなりかねない、その辺の表現は気をつけなきゃいけないと思いますので、今のご指摘を踏まえてちょっと書き直すということだと思います。

板橋委員。

(板橋委員) 塩を送るという話はあるわけですがけれども、もう皆さん、わかっていて、中央制御室を乗っ取らなくても、水と電気をとめて10時間死守すれば今と同じような状況になるわけです。これは、セキュリティ上最大の問題だと私は思います。今回の件で、セキュリティ上の教訓というのはたくさんあるはずであって、それを洗い出して、必要な防御をしなければいけないということになると思うわけです。先ほど青山委員もちょっと指摘したのですが、今回の件で自衛隊も、まあ自衛隊は若干は持っていたわけですがけれども、警察も海上保安庁も消防もほとんど装備のないまま対応しているというのが状況だろうと思うわけですね。この辺は、1)のほうで書いてありますけれども、やはりこの辺の装備を早急に整えないといけないと私は思います、今回の件を見ていて。

それから2点目は、内部脅威の話なのですが、確かに事故当初の作業員の管理の問題もあるわけですが、それだけではなくて、これから恐らく各原子力発電所においてもいろいろな施設の見直しを行うわけで、工事をしなければならないことがふえてくると思うわけですね。内部脅威の問題というのは、原子力施設に従事している皆さん方の問題もありますが、むしろそういう工事に入ってくる下請業者とか孫請業者の管理の問題も大きいと思うわけです。これ、実は空港などでもそうなのですが、空港もしょっちゅう工事をやっているわけで、この内部脅威の問題というのは、むしろそういう工事などで入ってくる下請業者などの問題というのが、ものすごく大きいセキュリティ上の問題だと思うわけですね。

ですから、当然のことながら早く教訓を整理して、内部脅威対策の強化をする必要があるのだろうと私は思います。できるだけ、この福島教訓を早く示す必

要があると思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

近藤委員長。

(近藤委員長) ここは、書き方は先ほどありましたように、閣僚会議に出しました報告書に一応レビューして1、2、3、4と書いてあるわけです。ですから、それについて改めてホワイを改めて書く必要はない。むしろ、1、2、3、4だけではなく、5があるよということであれば、それを書き込んでいくことが大事じゃないでしょうか。その上で、板橋さんおっしゃったように、これを早急にやるのが大事だということも、あわせてメンションすると。それが今ここでとるべき道かなというふうに思いました。

(内藤部会長) ありがとうございます。

中込委員。

(中込委員) 今の近藤委員長の言われたことで、そのとおりだと思うんですけども、3)のところに訓練の強化というのがございますけれども、これ「より実践的な状況を想定した訓練を行うべき」と書いてあるんですけども、訓練よりも、そもそも日本人全体がセキュリティ感覚がないのかなという気がしていました、ですから、こういう文がすっと書けるのかなという気がしているわけです。

それから、このメンバーは、皆さんセキュリティのことについてはよくわかっている人間ですから、板橋委員のおっしゃったように当然こんなのはわかっているはずだと言いますけれども、ほとんどの人が実際はわかっていない。ちゃんとやっているのに何でということになりますから、私が言いたいのは、訓練だけじゃない、教育訓練という、当たり前のことなんですけれども、教育がちゃんとできていないんじゃないかと。安全だけではなくて、セキュリティに関する教育もやはりやらなきゃならないよということが必要じゃないかなという気がしているわけです。

(内藤部会長) ありがとうございます。

板橋委員は、先ほどのご意見ですね。納得致しました。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、ご意見いただきましたものをベースに、またこの基本的考え方の案をリバイスさせていただきたいと思っております。

つきましては、今後の予定等につきまして、事務局から連絡いただきます。

(事務局：加藤補佐) それでは、次回の日程につきまして、あらかじめ委員の各委員の先生方のご都合を伺わせていただいておりますので、ご紹介いたします。

次回の第23回の原子力防護専門部会につきましては、8月4日の10時から12時で、場所につきましては、この建物、4号館の4階の共用第4特別会議室で開催させていただきたいと考えております。開催通知につきましては、改めて事務局からご連絡させていただきます。

なお、本日の議事録につきましては、事務局で案を確定いたしまして、出席者の方々にご確認をいただきます。公表につきましては、本日の会合は公開で行っておりますことから、議事録の公表をするとさせていただきます。

以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の審議を終わらせていただきます。皆様のご協力を感謝いたします。長時間のご審議、ありがとうございました。